

特定費用準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人緑の地球防衛基金（以下「この法人」という。）の定款第12条の規定に基づき、特定費用準備資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

(特定費用準備資金の保有)

第3条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会の承認)

第4条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業毎に、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を提示し、事業毎に、理事会の承認を得なければならない。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第5条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会の決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金の公表)

第6条 特定費用準備資金の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を、定款第55条第1項による主たる事務所における書類の備え置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金の経理処理)

第7条 特定費用準備資金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、特定費用準備資金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則
この規程は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。